入　札　説　明　書

令和８年４月１５日さいたま市公告（調達）第７０８－２号により公告した「さいたま市杉の子園送迎バス運行業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

１　件　　名　　さいたま市杉の子園送迎バス運行業務

２　業務内容　　さいたま市杉の子園に通所する児童及びその保護者等付添人の便宜を図り、送迎バスを運行する（詳細は別添仕様書のとおり）

３　履行期間　　令和９年４月１日　から　令和１１年３月３１日　まで

４　履行場所　　さいたま市内（さいたま市浦和区領家１丁目５番１６号　外）

５　競争入札参加申込兼資格確認申請に関する事項

⑴　提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

⑵　提出書類

ア　競争入札参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ　本契約に係る市公告（調達）第７０８－２号の２⑹において記載している事柄を証明するものとして、契約書(契約期間、契約相手方等が判断できる部分の抜粋)及び誠実に履行していることがわかる書類（例：検査結果通知書等の写し)。

⑶　提出期間

ア　電子入札システムにより提出する場合

令和８年４月１５日（水）から令和８年５月１１日（月）まで

イ　紙により提出する場合

令和８年４月１５日（水）から令和８年５月１１日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

⑷　電子入札システム以外の提出先

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

〒331-0052

さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地

電　話　048-622-1211（直通）

ＦＡＸ　048-622-4359

電子メール　himawari-somu@city.saitama.lg.jp

⑸　明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しませんのでご注意ください。

⑹　提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しません。

6　仕様に関する質問方法

⑴　提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送、電子メール又はＦＡＸで提出してください。

⑵　電子入札システム以外の提出先

５⑷に同じ

⑶　受付期間

令和８年４月１５日（水）午前８時３０分から令和８年５月１１日（月）午後５時１５分まで

⑷　回答方法

令和８年５月１５日（金）までに、電子入札システムに掲載します。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はＦＡＸにて回答します。

7　入札保証金に関する事項

⑴　入札保証金の率

見積もった金額の１００分の５以上を納付してください。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とします。

⑵　入札保証金の納付期限　　令和８年５月２８日（木）

⑶　入札保証金の納付場所　　さいたま市の指定する金融機関

⑷　その他　　入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の１００分の５以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

8　入札保証金の納付免除に関する事項

⑴　競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ　保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和８年５月１１日（月）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

ア　⑴のアに該当する場合　　令和６年４月１５日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し（２件分）

イ　⑴のイに該当する場合　　入札保証保険証券の原本

⑶　提出先（電子入札システムでは提出できません）

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

〒331-0052
さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地
電子メール　himawari-somu@city.saitama.lg.jp

9　入札に関する事項

⑴　入札方法

ア　電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ　紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

⑵　電子入札システム以外の提出先

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
〒331-0052
さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地

⑶　郵便による場合

ア　提出方法

郵送による提出は原則として遠隔地にあるものを対象とし、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により送付してください。

イ　提出期限

令和８年５月２６日（火）必着

ウ　送付先

〒331-0052
さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

１０　入札金額に関する注意事項

総価で行います。なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

１１　開札に関する事項

⑴　最低制限価格

設定しません。

⑵　落札者の決定方法

予定価格の１１０分の１００の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

⑶　再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は１回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

⑷　開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

⑸　開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

⑹　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とします。また、電子入札の場合においては、各号の規定中「押印のない」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第１３条第１項に規定する電子証明書が添付されていない」と読み替えるものとします。

１２　スライド条項の適用について

⑴　本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、２年目以降の契約金額を変更することができます。従って、２年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市ＨＰをご覧ください。

さいたま市ＨＰ　*https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html*

⑵　変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

１３　その他必要な事項

⑴　契約手続等

契約予定日　令和８年６月１日（月）

⑵　電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

⑶　地方自治法第２３４条の３に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、当該契約を締結した会計年度の翌年度以降のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合があります。

１３　支払い条件

⑴　暦月を単位として、請求に応じて支払うものとします。
⑵　詳細については、落札決定後に当該落札者と協議します。

１４　契約について

⑴　履行開始日から遅滞なく業務を遂行できるよう、準備に必要な期間（契約日以降履行開始日までの概ね１カ月程度）に発生する諸費用については、落札者の負担とします。
⑵　地方自治法第２３４条の３に基づく、長期継続契約により契約を締結します。
従って、令和８年度のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除する場合があります。
⑶　契約金額の１００分の１０以上の額を契約保証金として納付してください。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第３０条の規定に該当する場合は、免除とします。
⑷　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

１５　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧することができます。
https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html
⑵　詳細については、別添「さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得」に定めるところによるものとします。